

資料編

資料1 リデュース・リサイクルの取組上位自治体との比較

(1) リデュース（ごみ排出量抑制）の取組上位自治体との比較

ごみ排出量抑制が進んでいるリデュース取組上位自治体と、本市の比較を行います。

環境省が発表している「リデュース（ごみ排出量抑制）取組の上位10位自治体（人口10万人以上50万人未満）」の平均値は662.1g/人・日となっており、本市の809.1g/人・日と比較すると、約150g/人・日少ない状況です。狭山市は、44位となっています。

東京都西部の都市が多くなっていますが、これらの都市は、最終処分場が逼迫しているため、家庭ごみ有料化などを行ない、ごみ排出量を大きく減少させています。

資料表1 リデュースの取組上位10位自治体(令和元年度)

自治体	1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	人口 (人)	ごみ総排出量							
			(t/年)	家庭系ごみ (t/年) (%)		事業系ごみ (t/年) (%)		集団回収量 (t/年) (%)		
1 東京都 小金井市	609.4	122,270	27,269	25,225	92.5	544	2.0	1,500	5.5	
2 静岡県 掛川市	627.2	117,925	27,072	21,136	78.1	5,936	21.9	0	0.0	
3 東京都 日野市	646.3	186,285	44,066	38,938	88.4	3,703	8.4	1,425	3.2	
4 東京都 立川市	648.3	184,148	43,696	36,602	83.8	4,145	9.5	2,949	6.7	
5 東京都 府中市	668.8	260,757	63,832	49,841	78.1	8,514	13.3	5,477	8.6	
6 東京都 西東京市	670.5	204,658	50,222	40,601	80.8	6,742	13.4	2,879	5.7	
7 静岡県 藤枝市	684.2	144,806	36,262	28,198	77.8	8,064	22.2	0	0.0	
8 東京都 東村山市	686.9	151,024	37,966	31,638	83.3	4,266	11.2	2,062	5.4	
9 東京都 小平市	686.9	194,571	48,915	42,558	87.0	4,178	8.5	2,179	4.5	
10 東京都 三鷹市	692.5	188,432	47,760	38,736	81.1	6,594	13.8	2,430	5.1	
上位10団体平均	662.1	-	-	-	83.1	-	12.4	-	4.5	
44 埼玉県 狭山市	809.1	150,901	44,688	33,187	74.3	9,000	20.1	2,501	5.6	

※人口10万人以上50万人未満の自治体数は238市

(2) リサイクル（ごみ資源化）の取組上位自治体との比較

リサイクルの取組が進んでいる上位自治体と、本市の比較を行います。

環境省が発表している「リサイクル（リサイクル率）取組の上位10位自治体（人口10万人以上50万人未満）」の平均値は40.3%となっており、本市の27.8%と比較すると、約12%高い状況です。狭山市は31位となっています。

資料表2 リサイクルの取組上位10位自治体(令和元年度)

自治体	リサイクル率 (%)	人口 (人)	資源化量							
			(t/年)	直接資源化量 (t/年) (%)		中間処理後資源化量 (t/年) (%)		集団回収量 (t/年) (%)		
1 神奈川県 鎌倉市	52.1	172,262	30,557	9,531	31.2	21,026	68.8	0	0.0	
2 東京都 小金井市	50.0	122,270	14,841	5,626	37.9	7,715	52.0	1,500	10.1	
3 岡山県 倉敷市	46.0	482,308	86,364	4,624	5.4	70,569	81.7	11,171	12.9	
4 東京都 国分寺市	43.0	124,962	14,173	3,816	26.9	7,294	51.5	3,063	21.6	
5 埼玉県 加須市	37.1	113,069	14,825	2,592	17.5	11,285	76.1	948	6.4	
6 愛知県 小牧市	36.6	152,842	18,367	499	2.7	13,747	74.8	4,121	22.4	
7 東京都 東村山市	35.6	151,024	15,994	4,151	26.0	9,781	61.2	2,062	12.9	
8 東京都 調布市	35.4	236,880	26,021	0	0.0	22,366	86.0	3,655	14.0	
9 東京都 立川市	34.0	184,148	18,291	5,625	30.8	9,717	53.1	2,949	16.1	
10 東京都 西東京市	33.2	204,658	20,651	1,378	6.7	16,394	79.4	2,879	13.9	
上位10団体平均	40.3	-	-	-	18.5	-	68.5	-	13.0	
31 埼玉県 狭山市	27.8	150,901	14,481	4,847	33.5	7,133	49.3	2,501	17.3	

資料2 用語集

【あ】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストランの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

SS（浮遊物質量）

浮遊物質量といい、水中に浮遊する粒子径 2mm 以下の不溶解性物質の総称。

SS を多く含む水は、透視度が下がり、太陽光が遮られることによって藻類の光合成が阻害され、これらの分解に水中の溶存酸素が消費されるため、生態系に大きな影響を与えることになる。

温室効果ガス

太陽からの熱を吸収することによって、地球を暖める働きがあるガスのこと。

京都議定書では二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素などの6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

【か】

家庭系ごみ

一般家庭の日常生活から発生する廃棄物。

家庭ごみ有料化

市民がごみの減量やリサイクルを進めるきっかけになるよう、ごみ量に応じたごみ処理料金を負担する制度のこと。

ごみ袋を市で指定した袋にして、ごみ処理費用を上乗せする方法や世帯人数などによって指定袋を無料で配布し、その袋を使いきってしまった場合、有料の袋を購入してもらう方法などがある。

合併処理浄化槽

トイレから発生するし尿だけでなく、台所、お風呂から排出される生活排水も一緒に処理する浄化槽のこと。

家電リサイクル法

一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。

カレット

リサイクル施設に搬入されたガラス瓶を砕いたもので、ガラスびんの原料として再利用される。

拠点回収

公民館、駅などの公共施設、スーパーなどの小売店といった住民の使用頻度が高い施設を排出場所（拠点）として定め、回収容器を設置し、ごみを回収する方式。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

光化学オキシダント

工場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物（NOx）や炭化水素（HC）が、太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こし、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートが生成され、これらの酸化力の強い物質を総称して、オキシダントあるいは光化学オキシダントという。また、これらの物質からできたスモッグを光化学スモッグという。

公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

小型家電

家電リサイクル法対象品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機、エアコンなど）を除く、小型家電製品で、携帯電話やデジタルカメラ、CD・MD プレイヤー、携帯用ゲーム機などで、小型家電リサイクル法において 96 品目が対象として盛り込まれている。

小型家電には、大半を輸入に頼るレアメタルを多く含んでいる。

ごみ総排出量

家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量、集団回収量の合計。総排出量には、事業者独自の資源回収・処理や住民による自家処理（生ごみの減量化など）によって資源回収などがされているものなど（潜在的なごみ）を実数として捉えることが困難なことから、これらを除いた全てのごみの量を指す。

ごみの組成

ごみを構成する種類とその割合をいう。ごみの組成を明らかにすることは、ごみの収集処理方式やごみ処理施設整備の検討には不可欠であり、また、施策の企画立案、実施及び諸計画の策定に当たっても基礎的なデータとして高い利用価値があるなど、清掃行政を的確に進める上で重要となる。

【さ】**災害廃棄物**

地震や津波、洪水などの災害に伴って発生する廃棄物のこと。倒壊・破損した建物などのかれきや木くず、コンクリート塊、金属くずなど、その内容は様々なものがある。

最終処分場

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、中間処理したものも含めて、最終的に埋立処分される。

最終処分を行う施設が最終処分場であり、埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められている。

再使用

いったん使用された製品や部品、容器などを元のままの形で繰り返し使用すること。再使用を行うことは、廃棄物の排出量の抑制につながり、製品の原料の採取・製造に伴う環境への負荷を生じさせない効果がある。

再生利用

廃棄物を回収して、原材料として再生するマテリアルリサイクルのこと。また、廃棄物を化学的に処理して製品の化学原料とすることを特にケミカルリサイクルといい、どうしてもリサイクルに不適当な場合は、燃焼してエネルギーとして再利用するサーマルリサイクルなどがある。

3R（リデュース・リユース・リサイクル）

リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの頭文字をとったもの。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

30・10（さんまるいちまる）運動

「家庭での食べ残しを減らす運動」と「会食や宴会での食べ残しを減らす運動」がある。

本市の運動では、「家庭での食べ残しを減らす運動」は、毎月30日は、冷蔵庫クリーンアップデーとし、毎月10日は、もったいないクッキングデーとしている。

「会食や宴会での食べ残しを減らす運動」は、乾杯後の30分間は、席を立たず料理を楽しみ、お開き前10分間は、自分の席に戻って再度料理を楽しむこととしている。

食品ロスの削減を図る取り組みとして、広まっている。

市街化区域

既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域のこと。

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域のことで、開発行為は原則として行わず、都市施設の整備も原則として行われない。

自家処理

一般廃棄物のうち、家庭などで自ら処理するごみの量をいう。生ごみを堆肥にしたり家畜の飼料としたりする場合などがこれにあたる。

事業系ごみ

事業活動に伴って生じる廃棄物で、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられる。

事業所古紙共同回収システム

事業所から不要となり排出された紙類を、資源回収業者が引取り、リサイクルルートにのせるシステム。

本市のシステムでは、市内の事業所から古紙類を資源回収業者が引取り、それを原料としたオリジナルのトイレットペーパー「狭山の森」として再生し、販売している。

資源化施設（リサイクル施設）

一般に廃棄物中の金属類、ガラス類、プラスチック類、紙類などを、選別・圧縮・梱包などにより資源化する機能を持つ施設のこと。

さらに、不用品の補修や再生品の展示機能、環境・リサイクル・ごみ減量に関する普及・啓発及び市民活動の拠点となるような複合的な機能を併せ持つ施設のことを「リサイクルプラザ」という。

本市は、奥富環境センターがこれにあたる。

資源化量

資源化したごみの量をいい、具体的には、缶、ビン、ペットボトル、古紙などを資源化した量、粗大ごみや不燃ごみを処理して回収した鉄やアルミなどの量、及び、焼却残渣をスラグ化など再利用した量などが挙げられる。

し渣

し尿処理場、汚水処理場などに混入している固体のごみをさす。紙、髪、繊維類、食料残渣が多い。

集積所

一般家庭から排出される家庭系ごみを回収するために設けられるごみを置く場所。

集团回収

町内会、自治会、PTA、子ども会などの団体で、古紙や缶、ビン、布類などの資源物を日時・場所を決めて回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動のこと。

周辺環境調査

工場・事業場に対しては、周辺環境保全の観点から様々な規制があり、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法などの法令や都道府県における条例に基づき義務付けられた定期的な検査をする必要があることから実施するもの。

終末処理場

下水処理場ともいう。下水を最終的に処理して公共用水域又は海域に放流するために設けられる施設のこと。多くは、活性汚泥法を中心とする生物処理方式で汚濁成分を分解している。終末処理場は、水質汚濁防止法の特定施設であり、放流水の水質について下水道法施行令による技術上の基準および水質汚濁防止法の排水基準の適用を受ける。

循環型社会

「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと。大量生産・大量消費・大量廃棄型社会に代わるものとして提示された概念で、廃棄物の発生は最小限に抑えられ、循環可能な資源は適正に利用し、廃棄物は適正に処分される。

循環型社会形成推進基本法

日本における循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律である。基本法が整備されたことにより、廃棄物・リサイクル政策の基盤が確立された。

焼却残渣

ごみ焼却施設でごみを処理した後に発生する焼却灰や飛灰（集塵装置で捕集された灰）の総称のこと。

食品ロス

本来食べられるにも関わらず捨てられている食品廃棄物のこと。スーパーなどでの売れ残りや製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し、家庭で購入して食べきれずに傷ませてしまった食品、食材の余り物など、さまざまな場面で発生している。

浸出水処理施設

廃棄物の最終処分場から発生する浸出水を処理し、公共用水域へ放流するための施設のこと。廃棄物処理法に定める管理型最終処分場に、市町村や組合などが設置、管理する。

日本では廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法、廃掃法と略される）に定められた構造基準と維持管理基準に基づいて設置・運営され、処分場が満杯になって埋立が終了した後も、浸出水が水質汚濁の原因と

ならなくなるまで運転を続ける。

水質汚濁防止法の特定施設ではないが、一律排出基準のほか協定や条例による排水基準が定められているのが通常である。

（水域）類型

利水目的に応じた数個の水域類型（ランク付け）指定されており、水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境項目については、水域の利用目的に応じた類型ごとに基準値が定められている。

ある水域がどの類型に該当するかは、内閣総理大臣または都道府県知事が個別に指定する。

河川は6類型（AA～E 類型）、湖沼は4類型（AA～C 類型、全窒素・全燐は5類型Ⅰ～Ⅴ類型）、海域は3類型（A～C 類型）となっている。

水質環境基準

公共用水域での生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として設定されたもので、河川では利用状況に応じて6類型（AA～E 類型）に分類されている。A類型は、沈殿ろ過等の通常の浄水処理で水道用水として利用できる、ヤマメやイワナなどが生息できる、または、水浴できる水質レベルとしてBOD2mg/L が設定されている。C類型は、コイやフナ等が生息できるレベルの水質としてBOD5mg/L が設定されている。

スラグ化

廃棄物や下水汚泥の焼却灰などを1300℃以上の高温で溶融（固体が液体に変化すること）したものを冷却し、固化させること（建設資材などに活用可能）。

生活排水

炊事・洗濯・入浴など一般的な人間の生活に伴って生じ、排出される水のことを指す。主要なものとしては、生活雑排水と呼ばれる台所、風呂および洗濯などの排水と、し尿と呼ばれるトイレからの排水の2つがある。

セメント資源化

ごみを焼却施設で焼却した際に発生する焼却灰や汚泥などの各種廃棄物をセメントの主原料とし資源化すること。

【た】

大腸菌群数

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことを表す。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われているが、自然由来のものも含まれており、環境基準を達成できていない河川は、全国的にも非常に多い状況にある。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽で、平成 13 年 4 月 1 日以降の新設が禁止され、平成 18 年 2 月の法律改正時に浄化槽の定義が変更されたことに伴い、構造基準より削除され、浄化槽法上では「浄化槽とみなす」と定義される。

中間処理

収集ごみの焼却、浄化槽汚泥の脱水、不燃ごみの破砕、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。

ちゅう芥類

台所から出る食べ物のくず（生ごみ）のこと。

DO（溶存酸素量）

水中に溶存する酸素の量を表す。野外の水域の溶存酸素量は、酸素の溶け込み量と消費量とによって決まる。数値が低いほど水質が悪いことを意味する。

【な】

生ごみ処理機

家庭から発生する生ごみを乾燥したり堆肥にしたりする装置のことで、コンポスト容器や電気式のものがある。家庭から排出される焼却ごみの約半分を占める生ごみを減量することができ、環境への負荷を大幅に低減することができる。

2Rビジネス

リユース容器による商品提供や容器包装をそもそも利用しない販売など、新たな2R（リデュース・リユース）に特化したビジネスをいう。

【は】

廃棄物減量等推進員

ごみ問題を解決し、ごみに対する地域住民の意識を改革するため、地域住民へのごみ減量・リサイクルについての啓発などを行いごみ問題のリーダーとしての活動などを担う制度をいう。

排出者責任

廃棄物などを排出するものが、その適正なリサイクルなどの処理に関する責任を負うべきとの考え方をいう。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者は、その廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は 1972 年に経済協力開発機構（OECD）が提唱した、汚染者負担の原則（Polluter-Pays Principle）にある。

発生抑制

廃棄物の発生自体を抑制することで、リユース及びリサイクルに優先される。大量に排出される廃棄物を処理することから、廃棄物の発生・排出元で潜在廃棄物を顕在化させない必要がある。

バックキャストिंग

未来のある時点に目標を設定しておき、そこから振り返って現在すべきことを考える方法。地球温暖化対策のように、現状の継続では破局的な将来が予測されるときに用いられる。

1人1日あたりごみ排出量

1人1日あたりに排出するごみ量(g/人・日)のこと。

[排出量(t/年)÷365(日/年)÷総人口(人)×1,000,000]

BOD（生物化学的酸素要求量）

生物化学的酸素要求量といい、水中の汚濁物が、水中のバクテリアによって分解されるときに必要な酸素の量を表す。

河川などの汚濁状態を表す指標として用いられ、数値が大きいほど水質が汚れていることを意味している。

pH（水素イオン濃度）

水素イオンの濃度を表す物理量として、水質の酸性あるいはアルカリ性の程度を示す指標であり、水素イオン濃度の逆数の常用対数を pH 単位として表す。

不燃残渣

ごみの中間処理などで残ったカスで、焼却処理施設で焼却できないごみのこと。

【ま】

マイバッグ運動

小売店での購買時には買い物袋の持参を呼びかける環境保護運動のこと。

もったいない

「その物本来の価値が活かされず、無駄になるのが惜しい」という意味で、食事を残さない、家電製品など身の回りの物を大切に使うなど、私たちの暮らしの中で誰でも持っている気持ちを持って行動することが一番重要であり、積極的な思いも織り込まれている。ノーベル平和賞を受賞したケニアの環境保護活動家・ワンガリ・マータイさんは、日本の「もったいない」という考え方をとても気に入り、地球環境にやさしい生活のスタイルとして、「MOTTAINAI」とそのままの言葉で世界に広める活動を始めた。

【5】

リサイクル率

ごみの総排出量のうちリサイクルされた量（集団資源回収量＋施設で中間処理後に回収される資源及び搬入された資源の量）の割合。

〔資源化量÷ごみ総排出量×100〕

資料3 「狭山市一般廃棄物処理基本計画」の審議経過（廃棄物減量等推進審議会）

開催年月日	審議内容
令和3年7月16日	第1回 狭山市廃棄物減量等推進審議会 ・狭山市の清掃行政について ・狭山市一般廃棄物処理基本計画について
令和3年10月8日	第2回 狭山市廃棄物減量等推進審議会 ・狭山市一般廃棄物処理基本計画について
令和4年2月28日	第3回 狭山市廃棄物減量等推進審議会 ・狭山市一般廃棄物処理基本計画（素案）について
令和4年3月15日	第4回 狭山市廃棄物減量等推進審議会 ・狭山市一般廃棄物処理基本計画（案）について（諮問） ・令和4年度狭山市一般廃棄物処理実施計画（案）について
令和4年3月22日	・狭山市一般廃棄物処理基本計画（案）について（答申）

資料4 『狭山市一般廃棄物処理基本計画』についての諮問

狭資循発第82号

令和4年3月15日

狭山市廃棄物減量等推進審議会
会長 小川 洋之 様

狭山市長 小谷野 剛

狭山市一般廃棄物処理基本計画(案)について (諮問)

狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第7条第2項の規定に基づき、
「狭山市一般廃棄物処理基本計画(案)」について、貴審議会の意見を求めます。

別 紙

諮 問 の 趣 旨

当市の一般廃棄物処理については、平成29年3月に改定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ排出抑制、資源化等を進めております。

現行計画の策定と前後し、国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)、国では第4次循環型社会形成推進基本計画の改定、県では第9次埼玉県廃棄物処理基本計画の改定などがあり、国・県の廃棄物処理行政の動向や本市のごみ処理の現状などを踏まえ、現行計画が目標年次を迎えることから、新しい狭山市一般廃棄物処理基本計画を策定し、今後の施策について検討する必要があります。

このような状況から、本市の適正な廃棄物の処理及び減量・リサイクルの推進や生活排水処理の基本的方針となる一般廃棄物処理基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

資料5 『狭山市一般廃棄物処理基本計画』についての答申

令和 4年 3月22日

狭山市長 小谷野 剛 様

狭山市廃棄物減量等推進審議会
会長 小川 洋之

狭山市一般廃棄物処理基本計画について（答申）

令和4年3月15日付け狭資循発第82号で諮問のあった狭山市一般廃棄物処理基本計画について、慎重に審議した結果、概ね妥当と認め、下記のとおり意見を付して答申します。

記

本市におけるごみ総排出量は、市民、事業者の協力による分別排出やリサイクルへの取り組みにより減少傾向を示しているが、現計画の目標値には、達成していない状況にある。

引き続き、持続可能な循環型社会を目指し、市民、事業者、市が協働して、ごみの減量化とリサイクルの推進に取り組むこと。

資料6 狭山市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の7及び「狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」第7条（廃棄物減量等推進審議会）の規定に基づき、一般廃棄物の減量などに関する事項の審議を行うため、設置されている「狭山市廃棄物減量等推進審議会」の委員名簿です。

番号	区分	氏名	所属団体など
1	知識経験者	野平 佳紀	埼玉県西部環境管理事務所
2	同上	小川 洋之	元狭山市環境部第二環境センター所長
3	同上	岡村 朱美	生活クラブ生協
4	住民代表	横山 由洋	上諏訪自治会
5	同上	塩崎 昇	堀向自治会
6	同上	指田 潔	奥富地区自治会連合会
7	同上	林 俊次	柏原第八自治会
8	同上	中村 光世	
9	同上	田口 すみ子	
10	同上	奥本 智子	
11	事業者代表	鎌田 剛志	商工会議所工業部会
12	同上	丸山 いち	食品衛生協会
13	処理業者代表	山梶 貴司	狭山資源再生協同組合
14	同上	山口 修	協同組合狭山クリーンサービス
15	同上	川内 まゆみ	狭山市一般廃棄物処理業協同組合